

横浜の図書館の発展を願う会 代表 溝井 正美 様

このたび、教育委員長および教育長あてにいただいた質問状につきまして、担当部署として回答いたします。

先に市長あてにいただいた質問への回答(平成20年11月25日付け、教図企第1237号)でもご説明していますが、山内図書館への指定管理者制度導入案につきましては、「横浜市立図書館のあり方懇談会」による提言を踏まえ、サービスの充実及び効率的な管理運営の実現に向けて検討を進めた結果として、効率的な図書館運営とサービスの向上を実現できる手法として、教育委員会事務局としてまとめたものです。

すでにご承知のことと思いますが、山内図書館への指定管理者制度導入に必要な横浜市立図書館条例の改正案については、平成20年第4回市会定例会において審議の結果継続審査となり、平成21年第1回市会定例会において引き続き審議することが予定されていることから、市会により民意を反映した十分な議論と審議がなされるものと考えています。また、市民のみなさんへの周知にあたっては、図書館のホームページへの導入案の具体的な内容や説明資料の掲載、各図書館におけるポスターの掲出およびチラシの配布により、広範な公表に努めています。

この導入案の策定にあたっては、導入案の進め方や効果、導入スケジュール、他自治体での導入状況などについて十分に検討したうえでまとめています。検討した内容についても、図書館ホームページで公表していますので、ご参照ください。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

平成21年2月13日

横浜市教育委員会中央図書館企画運営課長 大本 幹也

(企画運営課 電話：045-262-7334 FAX：045-262-0052)